

# バラスト水管理設備規則

## バラスト水管理設備規則検査要領

バラスト水管理設備規則  
バラスト水管理設備規則検査要領

2020年 第1回 一部改正  
2020年 第1回 一部改正

2020年6月30日 規則 第31号/達 第20号  
2020年1月22日 技術委員会 審議  
2020年6月11日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

# バラスト水管理設備規則

規  
則

## 2020年 第1回 一部改正

2020年6月30日 規則 第31号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年6月11日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2020年6月30日 規則 第31号  
バラスト水管理設備規則の一部を改正する規則

「バラスト水管理設備規則」の一部を次のように改正する。

## 2 編 検査

### 1 章 通則

#### 1.1 一般

1.1.2 を次のように改める。

##### 1.1.2 検査の種類

検査の種類は次の(1)から(6)に示すとおりとする。以下、本編では、(2)、(3)及び(4)を定期的検査という。

(1) ~~登録検査~~登録のための検査（以下、登録検査という。）

(a) 製造中登録検査：バラスト水管理設備等が施工される船舶が船級登録上の製造中登録検査を受ける場合に、バラスト水管理設備等の施工に先立ち申込みがあった場合に行う登録検査をいう。

(b) 製造後登録検査：前(a)以外の登録検査をいう。

(2) 登録を維持するための検査（以下、維持検査という。）

以下、本章では、(a)、(b)及び(c)を定期的検査と言う。

~~(a)~~ 年次検査

~~(b)~~ 中間検査

~~(c)~~ 定期検査

~~(d)~~ 臨時検査

~~(e)~~ 不定期検査

##### 1.1.3 検査の実施及び時期

-6.を次のように改める。

#### -6. 不定期検査

不定期検査は、登録を受けた設備が、~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって~~船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

## 附 則

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。

---

# バラスト水管理設備規則検査要領

要  
領

**2020年 第1回 一部改正**

2020年6月30日 達 第20号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年6月30日 達 第20号

バラスト水管理設備規則検査要領の一部を改正する達

「バラスト水管理設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

### 3 編 バラスト水管理のための設備

#### 3 章 バラスト水管理

##### 3.3 有害水バラスト処理設備（附属書 D-3 規則関連）

-5.を次のように改める。

-5. 規則 3 編 3.3-1.(2)にいう「活性物質又は製剤を使用する有害水バラスト処理設備」のうち、危険ガスを発生する有害水バラスト処理設備にあっては、少なくとも次の(1)から(98)を満足すること。

- (1) 当該装置は、原則として、通常、乗組員が作業に従事する区画に設置してはならない。
- (2) 危険ガスが滞留するおそれのある場所には、ガス検知装置を適切な場所に設けること。当該検知装置は、IEC 60079-29-1 又は本会が適当と認める規格に従って設計及び試験されること。警報装置は、次に掲げる場所において、可視可聴警報を発するものであること。
  - (a) 有害水バラスト処理設備の制御場所
  - (b) 有害水バラスト処理設備の機側
- (3) 危険ガス用の配管については、可能な限り溶接されたものとする。
- (4) 有害水バラスト処理設備には、当該装置の独立した停止機能を有する監視装置の付いた危険ガス排出装置又はそれと同等の装置を備えること。また、当該排出装置の開口は暴露甲板上の安全な場所に導くこと。
- (5) 危険ガス用の配管は、居住区域及び制御区域を通過させないこと。
- (6) 有害水バラスト処理設備は作動時に、当該装置が設置される区画の通風装置が作動しているように通風装置とインターロックをとること。
- (7) 通風装置の開口は暴露甲板上の安全な場所に導くこと。
- ~~(8) 2個の可搬式ガス検知器を備えること。~~
- (98) その他、本会が必要と認める場合は追加の要求をすることがある。

#### 附 則

1. この達は、2020年6月30日から施行する。